事務事業評価票［市単独補助金］　令和　3　年度

担当課	環境課

基本事項	補助金（事業）名	飲料水安全対策事業補助金		整理番号	0903
	根拠法令等	なし	実施を義務付ける規定	○ あり　◉ なし	
	関連する市勢振興計画の基本計画	目標：基本目標２　安全安心で住みよいまちづくり	予算科目	4 款 1 項 1 目	◉継続　○新規
		施策：施策2-2 環境にやさしく暮らすまち	区分	奨励・助成	

事業の概要等	補助金交付の対象（団体名等）	市民（本市に居住し、住民基本台帳に記載されている者） ※家庭において地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合していない地下水を飲料水として使用しており、また、居住する住宅の敷地に隣接する道路に、水道の配水管が布設されていないこと	実施期間	始期	平成	20 年度から
				終期	令和	年度まで
	事業の背景及び概要（現状、課題）、または交付団体の活動目的、活動内容など	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による健康被害を未然に防止するため、水質基準に適合していない地下水を飲料水に使用している市民に対して、 水道給水管布設費に対する補助金を、または、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除去するための家庭用浄水器設置費に対する補助金を交付。				
	目指す成果 〈交付対象団体等をどのような状態にしたいのか　　）	地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が高い地下水の改善は短期的にはできないため、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による健康被害を未然に防止し、安全な飲料水の確保を目指すため、上水道への切り替え等を推奨していく。 平成３１年３月現在 市上水道を引いていない世帯　　１８８世帯 内、過去に環境基準超過したことがある世帯　７４世帯				
	補助金交付内容等 〈積算基礎等〉	○水道給水管布設費助成事業 水道配水管から敷地まで給水管布設工事で費用が20万円以上又は工事延長が40メートル以上の工事。 （事業費―２０万円）×２／３＝補助金の額（50万円上限、千円未満切捨て） ○浄水器設置費助成事業（浄水器の基準有） （浄水器の購入及び設置に要する費用）×２／３＝補助金の額（20万円上限、千円未満切捨て）				

事業費等の推移	年度 / 区分	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度
		実績	実績	実績	実績	予算額
	補助金交付額(千円)	0	0	111	784	500
	① 団体等事業費（千円）					
	②歳入内訳（千円）　会費等					
	前年度繰越金					
	市補助金					
	その他の助成金					
	その他雑収入					
	次年度繰越金（②－①）	0	0	0	0	―

2 年度の当該団体等の事業費の主な内訳（市補助金が充当されていると思われるものから順に記載）（単位：千円）

項目	金額	項目	金額

補助金の使途についての特記事項等	

◎1次評価（自己評価）

○視点別分析

視　　点	現 状 分 析	説　　明
① 助成事業の効果	○ 意図した効果があがっている ◉ ある程度効果がある。 ○ あまり効果がない ○ 分析できない ○ 事業効果は後年度	環境基準に適合しない地下水を飲用水として使用している世帯に対して、安全な飲料水が確保された。 平成21年度～令和2年度実績　水道給水管布設2件、浄水器設置４件
② 市の関与の必要性	◉ 必要性は薄れていない ○ 少し薄れている ○ 薄れている ○ 不明 ○ 該当しない	地下水を飲料水に使用する市民に対して、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による健康被害を未然に防止するため今後も必要である。
③ 団体の事業内容や助成の在り方等の見直しの必要性	○ 見直しの必要はない ◉ 検討の余地はある ○ 見直しの必要あり	水道給水管布設工事について、工事費が高額となり個人が負担するには厳しく、申請に至らない場合が考えられる。

○総合評価と今後の方向性

総　合　評　価	判定	○ A　継続(特段の見直しは行わない) B　見直しのうえで実施 ○ B1 事業規模の拡大　○ B2 事業規模の縮小 ○ B3 事業内容の改善　◉ B4 その他の見直し 休止･廃止の具体的方向性 ○ C　休止（隔年実施など）　→（　　） ○ D　廃止（終期の設定も含む）　→（　　）
	判定理由	個人補助で上限５０万円と高額であることから、単年度に集中して申請があった場合、予算確保が厳しい。（平成２６年度から予算未計上で、令和元年度は予算流用対応し、令和２年度は予算流用と補正予算で対応した）
今後の課題と見直しの方向性（総合評価判定がB1～B4の場合）	課題	今後人口減少、高齢化による水道事業の持続的運営が厳しくなるため、継続的使用を前提とした取り扱いを行い、浄水器設置補助を勧める等の予算削減の必要がある。
	見直しの方向性	水道給水管布設費助成事業、浄水器設置費助成事業は申請者の選択となっているため、継続的な使用が確認できない場合は、浄水器設置費助成事業を勧める等判定基準を設けることにより１件当たりの補助金額の抑制を図る。

◎2次評価

判　定	B4見直しのうえで実施　⇒　その他の見直し
備　考	水道管布設費助成の場合補助上限が高額である、また県内他市の水道関係への補助状況等を考慮し、水道管布設費助成を廃止し、浄水器設置費助成についても、補助率及び補助上限の見直し検討を行ってほしい。

◎3次評価

判　定	
備　考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況（☑）

☐ 補助額の削減　☐ 補助額の増加　☐ 補助の休止若しくは廃止　☑ 現状維持　⇒　予算措置額の増減　0 千円

備考	